

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税                 不動産取得税                 固定資産税                 事業所税                 その他（ ）		
要望項目名	確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 確定拠出年金の拠出限度額 （企業型）他の企業年金なし：4.6万円 他の企業年金あり：2.3万円 等  ・ 特例措置の内容 確定拠出年金制度の利便性を向上し、制度の普及を図るため、確定拠出年金の拠出限度額の引上げを要望する。		
関係条文	地方税第23条第1項第3号、第34条第1項第4号口、第51条、第72条の23、第292条第1項第3号、第314条の2第1項第4号口、第314条の6 確定拠出年金法第20条、69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条		
減収見込額	[初年度] （ 精査中 ） [平年度] （ 精査中 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 少子高齢化社会の到来、国民の老後生活の多様化などを踏まえ、老後の所得保障を充実したものとするためには、公的年金の上乗せ年金である企業年金の果たす役割はますます重要となる。 このため、確定拠出年金等の企業年金がその役割を十分に果たし、国民のニーズに応えられるようにするためには、これらの普及を図っていくことが、急務の課題である。  （2）施策の必要性 確定拠出年金制度を魅力あるものとするためには、老後の生活ニーズに応えることができる給付額を確保するための掛金拠出が必要である。 しかし、例えば企業型については、企業の掛金拠出は賃金に一定率を乗ずることで決められる方式が大半（約9割）であり、年功序列賃金体系の下、壮年世代に係る掛金を拠出限度額の枠内におさえようとするため、結果として若年世代の企業の掛金拠出は低くなっている（30歳以下で、1万円以下の掛金の者の割合は、7割以上）。 したがって、確定拠出年金の拠出限度額を引上げ、拠出限度額の範囲内で税制優遇を行うことが必要であり、これにより老後の生活ニーズに応えるだけの年金資産を運用結果から確保することが可能となり、公的年金の上乗せ年金である確定拠出年金の普及が促進され、老後の所得保障の充実が図られる。 また、2012年2月末に発覚したいわゆるA I J事件に端を発する厚生年金基金制度の見直しに向けた検討過程において、受け皿となる他の企業年金制度等の拡充の必要性が議論されており、「厚生年金基金制度に関する専門委員会」においても、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げに関する意見があった。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標ⅠX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること
	政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を促進していく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	(要望の性格上、明示困難)
有効性	要望の措置の適用見込み	確定拠出年金制度の加入者(約485万人(平成25年度末推計))に影響がある。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	拠出限度額を引き上げることにより、若年から壮年を通じた各世代において掛金が引き上げられることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	確定拠出年金については、掛金の拠出時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当無し)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	確定拠出年金の拠出限度額の引き上げにより、公的年金の上乗せ部分である確定拠出年金制度の普及を図っていく。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 25 年 6 月末現在（加入者数は平成 25 年 5 月末現在）          企業型年金の規約数 4,268 件          （実施事業主数 17,446 社）          企業型確定拠出年金の加入者数 約 4,565 千人          個人型確定拠出年金の加入者数 162,338 人          （内訳：第 1 号加入者 52,191 人、第 2 号加入者 110,147 人）</p>														
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>（要望の性格上、明示困難）</p>														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>（要望の性格上、明示困難）</p>														
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（要望の性格上、明示困難）</p>														
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>（要望の性格上、明示困難）</p>														
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 15 年度、平成 16 年度、平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度に税制改正要望を行っており、平成 16 年度、平成 21 年度に拠出限度額の引き上げが認められている。</p> <p>平成 16 年度税制改正要望</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         企業型：他の企業年金がない場合       </td> <td style="padding: 0 10px;">月額 3.6 万円→月額 4.6 万円に引上げ</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         他の企業年金がある場合       </td> <td style="padding: 0 10px;">月額 1.8 万円→月額 2.3 万円に引上げ</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         個人型：企業年金がない場合       </td> <td style="padding: 0 10px;">月額 1.5 万円→月額 1.8 万円に引上げ</td> </tr> </table> <p>平成 21 年度税制改正要望</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         企業型：他の企業年金がない場合       </td> <td style="padding: 0 10px;">月額 4.6 万円→月額 5.1 万円に引上げ</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         他の企業年金がある場合       </td> <td style="padding: 0 10px;">月額 2.3 万円→月額 2.55 万円に引上げ</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">         個人型：企業年金がない場合       </td> <td style="padding: 0 10px;">月額 1.8 万円→月額 2.3 万円に引上げ</td> </tr> </table>	企業型：他の企業年金がない場合	月額 3.6 万円→月額 4.6 万円に引上げ	}	他の企業年金がある場合	月額 1.8 万円→月額 2.3 万円に引上げ	個人型：企業年金がない場合	月額 1.5 万円→月額 1.8 万円に引上げ	企業型：他の企業年金がない場合	月額 4.6 万円→月額 5.1 万円に引上げ	}	他の企業年金がある場合	月額 2.3 万円→月額 2.55 万円に引上げ	個人型：企業年金がない場合	月額 1.8 万円→月額 2.3 万円に引上げ
企業型：他の企業年金がない場合	月額 3.6 万円→月額 4.6 万円に引上げ	}													
他の企業年金がある場合	月額 1.8 万円→月額 2.3 万円に引上げ														
個人型：企業年金がない場合	月額 1.5 万円→月額 1.8 万円に引上げ														
企業型：他の企業年金がない場合	月額 4.6 万円→月額 5.1 万円に引上げ	}													
他の企業年金がある場合	月額 2.3 万円→月額 2.55 万円に引上げ														
個人型：企業年金がない場合	月額 1.8 万円→月額 2.3 万円に引上げ														
<p>ページ</p>	<p>24 — 3</p>														